

「東日本大震災」被災港運事業者に対する助成について

被災地の港運事業者の方々の復興の一助となるよう、(財)港湾近代化促進協議会を通じて、荷役機器の整備、並びに荷捌き施設等の物流施設への助成を下記の通り実施することと致しました。被災地の港運事業者の方々に対し、より有利な条件を設定すると共に、新たに「荷捌き施設等の物流施設に対する助成」を設けました。

1. 従来の助成枠【助成対象：港湾運送用荷役機器の整備（に対する助成）】

助成方法：1台当たりの購入価格が1億円以上の機器については補助金の支給又は融資を行う
1台当たりの購入価格が1億円未満の機器については融資を行う

	【現行の条件】	【被災港運事業者に対する条件】
補助金の限度額	購入価格の2.5%に相当する額	購入価格の5.0%に相当する額
融資限度額	購入価格の70%又は7千万円	購入価格の90%又は1億円
償還期間	5年	5年以上10年以内。但し、法定耐用年数が10年を下回る場合は法定耐用年数以内
据置期間	無し	1年以内
融資利率	1%	0.5%

2. 新たな助成枠【助成対象：荷捌き施設等の物流施設（に対する助成）】

助成方法：被災施設の整備に対し、低利融資又は所要資金額の借入に係る支払い利子の一部について利子補給をおこなう

	【現行の条件】	【被災港運事業者に対する条件】
1. 低利融資		融資限度額：3億円以内
		償還期間：2年以内の据置期間を含め15年以内
		融資利率：0.5%
2. 利子補給		利子補給率：借入した借入利率と0.5%との差額
		利子補給期間：償還期間中